諮　問

習志野市長期計画審議会
会長 山岸　輝樹　様

習志野市長期計画審議会条例（昭和４４年５月２３日条例第３５号）第２条の規定により、習志野市基本構想（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市基本構想は令和７年度をもって計画期間終了となることから、令和８年度を始期とする新たな基本構想を策定するものです。

総 政 第 １ ７ ０ 号
令 和 ７ 年 ２ 月 １ ０ 日

習志野市長　宮　本　泰　介